

『和名類聚抄』地名訓の

促音・撥音表記

佐佐木 隆

いわゆる促音便の現象が和語に生じてからしばらくのあいだはその促音を標示する方法が考案されず、ほとんど無表記のままであったことは周知のとおりである。やがて、これを「ム」にあたる文字や「レ」の符号で標示する例があらわれるが、今日のように「ツ」で標示する例がみえるのは十一世紀から十二世紀にかけてであるといふ。

ところで、『和名類聚抄』（二十卷本）の巻第五から巻第九までの計五巻からなる「国郡部」の地名訓表記のなかに、これまで指摘されていまいとおもわれる、つぎのような注目すべき促音標示の例がみえる。

	高山寺 <small>本</small>	道円本 <small>無</small>	所在（道円本による）
1	菊田 <small>寛</small>	刈田 <small>加多</small>	巻第八—安芸国高郡
2	治田 <small>發多</small>	治田 <small>發多</small>	巻第七—近畿国栗本郡
3	針 <small>斫</small> 前 <small>左久</small>	針 <small>斫</small> 前 <small>佐久</small>	巻第六—武蔵国都筑郡
4		後 <small>月七豆末</small>	巻第五—山陽郡備中国

つまり、これらの地名訓中の〈葛〉〈發〉〈罰〉〈七〉はいずれも舌内入声韻尾「t」をもつ字であるが、「カリタ」「ハリタ」「ハリサク」「シリツキ」から「カッタ」「ハッタ」「ハツサク」「シツツキ」へと転じた促音をその「t」によって標示しようとしたものと解されるのである。

1の高山寺本の〈葛太〉は道円本に〈加無多〉とあり、「リ」の部分に促音化して「カッタ」となっていたらしいことがわかる。〈葛〉字を単なる「カ」にあてた地名訓表記は、ひとつも例がなく、特異な表記である。やはり、「韻尾と促音との関係を意識したものとみられる。2の地名は『日本書紀』に〈墾田〉とあるものであり（齊明七年）、ふるく「ハリタ」であった。〈發〉字をもちいた地名訓にはほかに〈幡多發多〉の例があるが、柳岡良弼『日本地理志料』の、3の地名に関する解説では、

此注云罰、從_二促音_一也、如_三幡多訓_二發太_一、掘津訓_二發都_一可_レ例、

とのべて、〈幡多〉に付された〈發多〉を促音表記とみとめており、2の〈發多〉の〈發〉字も「韻尾を促音標示のために使用したものとみるべきであろう。三巻本『色葉字類抄』には〈治田ハタ〉〈小治ヲハタ〉という例もあり（ただし、これらは地名ではなく「姓氏」の項にあるものである）、促音化して「ハッタ」となっていたことをしめしている。4の〈七〉は〈士〉の誤写によるものであるという説もあるが、〈士〉字を「シ」にあてた例は地名訓表記中にひとつもなく、もともと〈七〉とあったとみられる。『色葉字類抄』にはこの地名が〈後月〉とあって、促音化していたことがわかる。特異な〈七〉の字母をことさらにもちいたのは、「t」によって促音を標示する

ためであろう（巻第五は高山寺本に欠けているが、大東急記念文庫本にも〈七〉とある）。3の〈罰〉字も、地名訓表記にもちいられたものはほかに一例もないので、やはり以上の例と同様に「t」と促音との関係を意識したうえで使用されたものとかんがえられる。

このような促音表記に関連してかんがえあわせられるのは、つぎのような撥音表記である。

5 埴生反布

〔巻第六—駿河国安倍郡〕

この例は、高山寺本と道円本の双方にみえるものである。道円本には、同名別地の

6 埴生波牟布

〔巻第五—東海郡下総国〕

という例があり、第二音節が撥音化していたことをしめしている。このような例のあることからして、5の〈反布〉の〈反〉字はその末尾の「n」によって撥音を標示しようとしたものとみるべきであろう。道円本にみえる、

7 国埼君佐木

〔巻第五—西海郡豊後国〕

という例の〈君〉字も、同様の機能をもつものであろうし、高山寺本の

8 忌部濫間

〔巻第九—阿波郷麻殖郡〕

も、韻尾「m」を有する〈濫〉字によって撥音をあらわそうとしたものとおもわれるが、断言はできない。

以上の解釈にあやまりがないとすれば、漢字音の韻尾によって和語の促音・撥音を標示する方法がかってころみられたことにならう。これは、文字用法の歴史のうえで注目すべきことである。

— 東洋大学専任講師 —

（昭和五十九年七月十七日 受理）